

令和 5 年

綾瀬市議会 1 2 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
173	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	4
175	綾瀬市企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例	6
176	綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	7
177	綾瀬市学校給食費の徴収及び管理に関する条例	8
178	工事に関する協定の締結について（大和綾瀬地域児童相談所移転工事）	10
179	工事請負契約の変更について（令和4年度光綾公園入口広場等整備工事）	11
180	指定管理者の指定について（光綾公園多目的フィールド）	12
181	市道路線の廃止について（R498）	13
182	市道路線の廃止について（R933-1）	14
183	市道路線の廃止について（R1085）	15
184	市道路線の認定について（R714-2）	16
185	市道路線の認定について（R911-4）	17
186	市道路線の認定について（R933-2）	18
187	市道路線の認定について（R1085-1）	19
188	市道路線の認定について（R1629-6）	20
189	令和5年度綾瀬市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
191	令和5年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別 冊

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和 5 2 年綾瀬町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 1 号工中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 1 3 項第 3 号中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同項第 7 号中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同項第 8 号中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項第 9 号中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(11) 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1

附則第 1 4 項中「附則第 7 条第 1 3 項」を「附則第 7 条第 1 7 項」に改める。

附則第 1 9 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第 2 0 項及び第 2 1 項を削り、附則第 2 2 項を附則第 2 0 項とし、附則第 2 3 項を附則第 2 1 項とする。

附則第 2 4 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第 2 0 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第25項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第21項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第26項を附則第24項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第31条第1号エ並びに附則第19項、第22項及び第23項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成 2 4 年綾瀬市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

市外企業の誘致と市内企業の事業拡大を促進することで、産業の活性化と雇用機会の拡大を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 5 年綾瀬市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「 1 年 6 月」を「 2 年 6 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

光綾公園再整備事業において設置されるローズガーデンの運営に関する事項の改正を行う綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例について、その施行期日の期限を延期するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市学校給食費の徴収及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号。以下「法」という。）に規定する学校給食費の徴収及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。）及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、法第 4 条の規定に基づき、綾瀬市立の小学校及び中学校において学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第 4 条 市長は、保護者等から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第 5 条 保護者等は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第 6 条 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、学校給食費の徴収及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校給食の実施に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 綾瀬市附属機関の設置に関する条例 (昭和 5 3 年綾瀬町条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部綾瀬市学校給食センター運営委員会の項を次のように改める。

綾瀬市学校給食検討委員会	学校給食に関する事項について、市長及び教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	16 人以内	2 年
--------------	--	--------	-----

(綾瀬市立学校給食センター条例の一部改正)

- 4 綾瀬市立学校給食センター条例 (昭和 4 1 年綾瀬町条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に改正前の綾瀬市附属機関の設置に関する条例 (以下「改正前の条例」という。) に基づく綾瀬市学校給食センター運営委員会の委員である者は、改正後の綾瀬市附属機関の設置に関する条例に基づき綾瀬市学校給食検討委員会の委員とみなし、その任期は、改正前の条例による任期の残任期間とする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収及び管理に関する必要な事項を定める条例を制定いたしたく、提案するものであります。

工事に関する協定の締結について

大和綾瀬地域児童相談所移転工事に関する協定を次のとおり締結します。

- 1 協定の相手方
横浜市中区日本大通 1 番地
神奈川県
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
- 2 工事の施行者
神奈川県
- 3 工事に係る概算額
5 8 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (うち市負担額 1 6 4 , 1 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 工事箇所
綾瀬市深谷中 4 丁目 2 番 1 号
令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

大和綾瀬地域児童相談所移転工事に関する協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和4年度光綾公園入口広場等整備工事の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請負契約者 門倉組・芳賀建設特別共同企業体
代表構成員
神奈川県藤沢市辻堂神台1丁目3番39号 オザワビル8階
株式会社門倉組
代表取締役 小澤 幸喜
- 2 変更前請負契約金額 300,907,200円
変更後請負契約金額 303,976,200円
- 3 変更理由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和4年11月25日に議会の議決を経た令和4年度光綾公園入口広場等整備工事の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 光綾公園多目的フィールド
 - (2) 所在地 綾瀬市深谷上4丁目5234番地
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ミズノグループ
 - (2) 代表者 美津濃株式会社
代表取締役 水野 明人
 - (3) 所在地 大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番23号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

光綾公園多目的フィールドの管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 498号線	早川字山王原 2090番3地先	早川字山王原 2090番3地先	11.7	1.2	

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 933-1号線	早川字東山 528番1地先	早川字東山 642番1地先	343.0	3.6	

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路整備事業に伴い既存の道路を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1085号線	吉岡字神崎 3413番地先	吉岡字神崎 3409番4地先	90.9	1.2	

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 714-2号線	深谷上五丁目 5203番20地先	深谷上五丁目 5203番16地先	44.4	4.5	

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 911-4号線	早川字東山 525番1地先	早川字東山 642番1地先	308.7	16.0	

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路整備事業に伴い道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 933-2号線	早川字東山 544番7地先	早川字東山 570番2地先	193.5	3.6 ~3.7	

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路整備事業に伴い廃止した道路用地のうち、事業の区域外に残された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1085-1号線	吉岡字神崎 3409番4地先	吉岡字神崎 3411番地先	52.0	1.2 ~ 4.0	

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止した道路用地のうち、残された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1629-6号線	落合北四丁目 538番4地先	落合北四丁目 538番10地先	35.1	4.5	

令和5年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。